

# 消費税対応、基本報酬上乘せへ

## 第164回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2018年11月12日（月）10：00～12：00

11月12日の介護給付費分科会は、2019年10月に予定されている消費税引き上げへの対応について議論されました。主な論点として、①介護報酬への上乗せ②基準費用額・補足給付・負担限度額③区分支給限度基準額が出されました。

### (1) 介護報酬への上乗せ

2014年度の消費税引き上げと同様、「基本単位数」への上乗せが検討されている。

人件費その他の非課税品目を除いた課税経費（介護用品費、委託費等）の割合



平成29年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握



基本単位上乗せ率 = 課税経費割合（※） × (110 / 108 - 1)

※課税割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

### (2) 基準費用額・補足給付・負担限度額

「基準費用額」については引き上げを求める声が多数出された。「食材費は軽減税率対象とはいえ、外部委託は課税対象となり委託費が高騰する」「食の安全・安心を確保するために必要である」などが理由であり、平成29年度の介護事業経営実態調査では、既に基準費用額を上回っている実態も示された。

### 施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

	基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (平成28年度収支)		平成26年度 介護事業経営実態調査 (平成26年3月収支)		平成20年度 介護事業経営実態調査 (平成20年3月収支)		介 (
		合計	調理員等 材料費等	合計	調理員等 材料費等	合計	調理員等 材料費等	
食費	41,952	43,644	26,089 17,555	41,183	23,807 17,376	40,361	24,193 16,167	合 調 材

「居住費」は「ユニット型個室では減価償却費が減少しているように見えるが、定額法・定率法によって違うため平均値だけでは判断できない、建築費が高騰しているため、基準費用額の引き上げは必要ではないか」（日本医師会）などの意見が出された。

一方で、「補足給付の見直しを考慮して基準費用額の見直しを検討すべき」（全国健康保険協会）など引き上げに慎重な意見も出された。

### (3) 区分支給限度額

区分支給限度額は消費税増税対応分は引き上げるべきという意見が多数出された。理由として「中重度者に不利益があってはならない」「サービス利用控えがおこる」などの意見だった。

#### ○ 要介護度別の支給限度額と平均的な利用率

	支給限度額 (円)	受給者1人当たり平均費用額(円)	支給限度額に占める割合(%)
要支援1	49,700	22,750	45.8
要支援2	104,000	41,530	39.9
要介護1	165,800	73,280	44.2
要介護2	194,800	100,850	51.8
要介護3	267,500	150,480	56.3
要介護4	306,000	183,050	59.8
要介護5	358,300	225,050	62.8
合計			

詳細は、厚生労働省HPへ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00009.html)

※平成25年介護給付費実態調査(5月審査分)を基に作成